

退職所得に係る		個人市民税 納入申告書(個人事業主用) 個人府民税									
(受付印)											
(あて先) 大阪市長											
年 月 日提出											
年 月分 人 員 人											
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市民税										
	府民税										
(特別徴収義務者)											
住所	〒										
氏名印											
個人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり 分離課税の退職所得に係る所得割の納入について申告します。											

- ※ 分離課税の退職所得に係る個人市・府民税(所得割)を納入される際には、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」及び「退職所得の特別徴収票(法人役員等のみ)」(各様式は大阪市ホームページを参照)を別途作成のうえ、船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループあてご提出ください。
- ※ 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたため、納入申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。この納入申告書を船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口にご提出いただく際には、次の書類の提示をお願いいたします。なお、郵送の場合は、当該書類の写しを同封してください。

(※マイナンバー制度による市税の手続については、大阪市ホームページを参照)

【ご本人が提出される場合】

本人確認書類(個人番号を確認するための書類及び身元を確認するための書類)

【代理人の方が提出される場合】

本人確認書類(1.代理権を確認するための書類、2.代理人の方の身元を確認するための書類及び、3.本人の個人番号を確認するための書類)

- ◎ 個人番号を確認するための書類をお持ちでない場合は、以下の項目へ自署してください。

個人番号												
氏名					生年月日	年 月 日						
住所												

大阪市 処理欄	番号	本人	確認書類	代理人	代理権
			個人番号カード・通知カード 運転免許証・保険証・()		